

県南広域振興局長告示第2号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成19年1月5日

県南広域振興局長 酒井俊巳

居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
03000500111114	花巻市社会福祉協議会指定介護センター 精神障害者居宅生活支援事業所	花巻市石神町364番地	平成18年10月1日
03000200339114	花巻市社会福祉協議会指定大迫知的障害者居宅介護事業所	花巻市大迫町大迫第13地割23番地1	〃
03000300151112	花巻市社会福祉協議会指定大迫児童居宅介護事業所	花巻市大迫町大迫第13地割23番地1	〃
03000500124117	花巻市社会福祉協議会指定大迫精神障害者居宅生活支援事業所	花巻市大迫町大迫第13地割23番地1	〃
03000200340112	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷知的障害者居宅介護事業所	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	〃
03000300154116	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷児童居宅介護事業所	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	〃
03000500125114	花巻市社会福祉協議会指定石鳥谷精神障害者居宅生活支援事業所	花巻市石鳥谷町好地第6地割10番地3	〃
03000200338116	花巻市社会福祉協議会指定東和知的障害者居宅介護事業所	花巻市東和町安俵6区71番地	〃
03000300150114	花巻市社会福祉協議会指定東和児童居宅介護事業所	花巻市東和町安俵6区71番地	〃
03000500126112	花巻市社会福祉協議会指定東和精神障害者居宅生活支援事業所	花巻市東和町安俵6区71番地	〃